

《 通知 預 金 》

商品名	通知預金
ご利用頂ける方	法人および個人の方
期 間	特に期間の定めはありません（ただし、7日間の据置期間が必要です）
お預け入れ	預入方法：一括預入 預入金額：1万円以上 預入単位：1円単位
払戻方法	解約時に一括して払い戻しできます（解約する日の2日前までにご通知ください）
金 利	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、月初に金利の変更をいたします ・金利は店頭の表示ボードをご覧ください
利 息	<ul style="list-style-type: none"> ・計算方法：付利単位を1,000円、1年を365日とする日割り計算 ・利払方法・頻度：解約時に一括して払い戻しいたします
付加できる 特約事項	個人の方は、マル優のお取扱いができます
中途解約時の お取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻しいたします
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税される為、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります ・法人は総合課税となります
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-00-2085）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険の対象となります。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・この預金は「通知預金規定」によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。